

改正

平成27年3月30日告示第47号

平成27年12月28日告示第144号

平成29年8月18日告示第86号

平成30年3月1日告示第14号

平成31年3月27日告示第19号

令和2年2月18日告示第8号

令和3年3月4日告示第11号

東かがわ市定期成人用肺炎球菌予防接種実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）の規定に基づき、東かがわ市長（以下「市長」という。）が行う定期の成人用肺炎球菌予防接種（以下「予防接種」という。）に関し、その円滑な運営を図るため、法、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）及び予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 市長が行う予防接種を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有し、過去に成人用肺炎球菌ワクチンの接種（23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン）、を受けたことがない者で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 65歳の者

(2) 接種日において60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害を有するものとして厚生労働省令で定めるもの

(実施の方法)

第3条 予防接種は、市長が委託した医療機関（以下「実施医療機関」という。）での個別接種とする。

(接種の手続)

第4条 対象者は、市から送付される東かがわ市成人用肺炎球菌予防接種予診票（様式第1号。以

下「予診票」という)に必要事項を記入し、予防接種を受ける実施医療機関に提出するものとする。

(自己負担金)

第5条 実施医療機関において予防接種を受けた者は、当該実施医療機関に自己負担金(以下「負担金」という。)として2,500円を支払うものとする。

(負担金の免除)

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、予防接種の負担金を免除することができる。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯に属する者
- (2) 本人及びその同一の世帯に属する者が当該年度の住民税を課せられていない者。ただし、当該年度の住民税が確定するまでにおいては、前年度の住民税課税状況をもってこれに代える。

(負担金の免除申請及び決定)

第7条 前条の規定により負担金の免除を受けようとする者は、予防接種を受ける前に東かがわ市成人用肺炎球菌予防接種自己負担免除対象者確認申請書(様式第2号。以下この条において「申請書」という。)を市長に提出し、要件に該当する者であることの確認を受けるものとする。

2 申請日の属する年(申請日が1月から6月までの場合は、前年)の1月1日現在において市内に住所を有しない者については、市民税関係情報の取得に関する同意書(様式第3号)又は当該日において住所を有する市町村において交付された市町村民税非課税世帯者であることの証明書を前項の申請書に添付しなければならない。

3 市長は、申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、申請者が前条各号のいずれかに該当すると確認したときは、東かがわ市成人用肺炎球菌予防接種自己負担免除確認通知書(様式第4号。以下「通知書」という。)により申請者に通知するものとする。

4 前項の規定により予防接種に係る負担金免除の決定を受けた者は、予防接種を受ける際に実施医療機関に前項の通知書を提出しなければならない。

5 前項の場合において、次の各号のいずれかを予防接種を受ける際に実施医療機関へ提出し、前条第1項第2号の要件に該当する者と確認できる場合は、第3項の通知書に代えることができる。

- (1) 接種する日の属する年度(接種する日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度)の介護保険料納入通知書の写し。ただし、税が未申告である場合はこの限りでない。
- (2) 有効期限内の介護保険負担限度額認定証の写し

(給付金の申請)

第8条 市長は、第6条の規定により負担金が免除となる者が予防接種を行い実施医療機関に第5条の負担金を支払ったときは、負担金に相当する額を給付金として交付することができる。

2 前項の規定により給付金の交付を受けようとする者は、東かがわ市成人用肺炎球菌予防接種費用給付金交付申請書（様式第5号）に、予防接種に要した費用の領収書及び予防接種を受けたことを証する書類を添えて、当該予防接種を受けた日の属する年度の末日までに市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付をすることが適当であると認められたときは、東かがわ市成人用肺炎球菌予防接種費用給付金交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

（請求書の提出及び給付金の交付）

第9条 前条3項の規定により予防接種に係る給付金の交付の決定を受けた者は、速やかに東かがわ市成人用肺炎球菌予防接種費用給付金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに給付金を交付するものとする。

（委託料の支払等）

第10条 実施医療機関は、予防接種を行った月の翌月10日までに市が指定する請求書に予診票の原本を添付して市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求があった日から30日以内に当該医療機関に対して委託料として支払うものとする。

（予防接種済証の交付）

第11条 実施医療機関は、予防接種を実施したときは、東かがわ市成人用肺炎球菌予防接種済証（様式第8号）を被接種者に交付するものとする。

（不正利得の返還）

第12条 市長は、虚偽の申請その他不正な手段により予防接種を受け、又は給付金を受けたと認めるときは、その者に対して予防接種費用又は給付金の全部又は一部を返還させることができる。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 告示の施行の日から平成27年3月31日までの間における第2条第1号の規定の適用については、「65歳の者」とあるのは「平成26年3月31日において100歳以上の者及び同年4月1日から平成27年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者」とする。
- 3 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間における第2条第1号の規定の適用については、「65歳の者」とあるのは「65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者」とする。

附 則（平成27年3月30日告示第47号）

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日告示第144号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成28年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際現に提出されているこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成29年8月18日告示第86号）

この告示は、平成29年9月1日から施行する。

附 則（平成30年3月1日告示第14号）

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日告示第19号）

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月18日告示第8号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月4日告示第11号）

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

様式 略